

岩手県告示第 253 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 3 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1（1）路線名 盛岡和賀線
  - （2）供用開始の区間 花巻市北笹間 13 地割 45 番地先から北上市和賀町後藤 11 地割 34 番 1 地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成 19 年 3 月 28 日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
    - イ 期間 平成 19 年 3 月 23 日から同年 4 月 23 日まで
- 
- 2（1）路線名 南笹間黒沢尻線
  - （2）供用開始の区間 花巻市南笹間 1 地割 285 番 2 地先から 282 番 1 地先まで
  - （3）供用開始の期日 平成 19 年 3 月 28 日
  - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 県南広域振興局花巻総合支局土木部
    - イ 期間 平成 19 年 3 月 23 日から同年 4 月 23 日まで